様式第九の三を次のように改める。

様式第９の３　削除

様式第十の備考８中「13から15まで、18、20、23から25まで及び34から37」を「20から22まで、25、27、30から32まで及び41から44」に改める。

様式第十の二の備考２中「13から15まで、18、20、23、25及び34から38」を「20から22まで、25、27、30、32及び41から45」に改める。

様式第十一の備考19中「13、15、17、22から25まで、28、30及び34から38」を「20、22、24、29から32まで、35、37及び41から45」に改める。

様式第十一の二を次のように改める。

様式第11の２　削除

様式第十一の三の備考５中「13から15まで、18、20、23から25及び34から38」を「20から22まで、25、27、30から32まで及び41から45」に改める。

様式第十二の二を次のように改める。

様式第12の２　削除

様式第十四の二の備考９中「13から15まで、17、18、20、23から25まで、27から29まで及び34から38」を「20から22まで、24、25、27、30から32まで、34から36まで及び41から45」に、「備考29」を「備考36」に改める。

様式第十五の二の備考４中「備考16」を「備考18」に改め、同様式の備考６中「９まで」の下に「及び12」を加え、同備考のロ中「商標」」の下に「、「商標の詳細な説明」」を加え、同様式の備考10中「方向から表示した図によつて立体商標」を「図又は写真によつて商標登録を受けようとする商標」に、「全図」を「全ての図又は写真」に改め、同様式の備考17中「13、14、16、20、23から25まで及び34から38」を「20、21、23、27、30から32まで及び41から45」に改め、同備考を同様式の備考19とし、同様式の備考16を同様式の備考18とし、同様式の備考15を同様式の備考17とし、同様式の備考14中「備考12」を「備考14」に改め、同備考を同様式の備考16とし、同様式の備考13中「備考12及び14」を「備考14及び16」に改め、同備考を同様式の備考15とし、同様式の備考12を同様式の備考14とし、同様式の備考11を同様式の備考13とし、同様式の備考10の次に次のように加える。

11　商標の詳細な説明を補正するときは、「【補正の内容】」の欄に「【商標の詳細な説明】」の欄を設け、補正後の商標の詳細な説明の全文を記載する。

12　商標法第５条第４項の物件を補正するときは、「【手続補正１】」の欄は、次の要領で記載する。

イ　商標法第５条第４項の物件を提出するときは、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第５条第４項の物件」と記載し、当該物件を添付する。

ロ　商標法第５条第４項の物件を変更するときは、「【補正対象項目名】」には「提出物件の目録」と記載し、「【補正方法】」には「変更」と記載し、「【補正の内容】」には「【提出物件の目録】」の欄を設け、次に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第５条第４項の物件」と記載し、当該物件を添付する。

様式第二十の備考６中「13から15まで、20及び34から37」を「20から22まで、27及び41から44」に改める。

様式第二十一の備考８中「様式２」を「様式第２」に、「13から15まで、17、19から25まで及び34から38」を「20から22まで、24、26から32まで及び41から45」に改める。

様式第二十二の備考11及び様式第二十三の備考６中「13から15まで、18、20、23、25及び34から38」を「20から22まで、25、27、30、32及び41から45」に改める。

（特許登録令施行規則の一部改正）

第四条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「消滅」の下に「並びに特許異議の申立てについての確定した決定」を、「再審の」の下に「確定した決定若しくは」を加える。

第二十八条第二項中「又は第四十三条の二第一項若しくは第二項」を「、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項」に改める。

第三十一条第一項中「特許無効審判」を「特許異議の申立て、特許無効審判」に改め、「これらの」の下に「確定した決定若しくは」を加える。

第三十七条第一項中「特許無効審判」を「特許異議の申立てについての確定した決定、特許無効審判」に改め、「確定審決又は再審の」の下に「確定した決定若しくは」を、「表示部に」の下に「特許異議」を、「番号」の下に「決定又は」を、「並びに」の下に「確定した決定又は」を加える。

第三十八条中「又は第四号」を「から第五号まで」に改め、「掲げる」の下に「申立て又は」を加え、「表示部に審判又は」を「表示部に特許異議の申立て又は審判若しくは」に改め、「年月日」の下に「、特許異議」を、「及び」の下に「特許異議の申立てに係る特許の表示又は審判若しくは再審の」を加える。

第五十五条及び第五十六条中「第二十九条」を「第二十八条」に改める。

（商標登録令施行規則の一部改正）

第五条　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「商標法」の下に「（昭和三十四年法律第百二十七号）」を加える。

第三条第三項中「第一条」を「第二条」に改め、「（昭和三十四年法律第百二十七号）」を削る。

第三条の二第四項中「設定及び処分の制限」を「設定、処分の制限及び信託による国際登録に基づく商標権についての変更」に、「移転及び処分の制限」を「移転、処分の制限及び信託による防護標章登録に基づく権利についての変更」に改める。

第五条第二項中「立体商標に係る商標権の」を「次の各号に掲げる商標権の」に、「商標権が立体商標に係る商標権である旨」を「各号に掲げる事項」に改め、同項に次の六号を加える。

一　商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、その商標が時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）に係る商標権　当該商標権が動き商標に係る商標権である旨

二　変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化するもの（前号に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。）に係る商標権　当該商標権がホログラム商標に係る商標権である旨

三　立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（第一号、第二号及び第六号に掲げるものを除く。以下「立体商標」という。）に係る商標権　当該商標権が立体商標に係る商標権である旨

四　色彩のみからなる商標（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）に係る商標権　当該商標権が色彩のみからなる商標に係る商標権である旨

五　音からなる商標に係る商標権　当該商標権が音からなる商標に係る商標権である旨

六　商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標（第一号及び第二号に掲げるものを除く。以下「位置商標」という。）に係る商標権　当該商標権が位置商標に係る商標権である旨

第五条の二第一項中「登録商標」の下に「、商標の詳細な説明」を加える。

第十六条の五中「第九条の四」を「第九条の五」に、「28(2)」を「第二十八規則(2)」に改める。